

平成 19 年 6 月 8 日
情報通信審議会 情報通信技術分科会
放送システム委員会

放送システムに関する技術的条件についての関係者からの意見聴取

情報通信審議会情報通信技術分科会では、「放送システムに関する技術的条件」のうち「衛星デジタル放送の高度化に関する技術的条件」及び「放送事業用システムの技術的条件」についての検討を行うため、「衛星デジタル放送の高度化に関する技術的条件」の審議については平成 19 年 3 月 13 日(火)から開始し、平成 20 年 6 月頃を目途に答申の取りまとめを行う予定であり、「放送事業用システムの技術的条件」の審議については平成 19 年 5 月 16 日(水)から開始し、平成 19 年 10 月頃を目途に答申の取りまとめを行う予定です。

については、平成 19 年 7 月 5 日(木)に開催を予定している、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において関係者の意見陳述の機会を設けることとしますので、希望する者は下記の要領により申し出てください。

記

1 意見陳述を行える関係者

「衛星デジタル放送の高度化に関する技術的条件」又は「放送事業用システムの技術的条件」に関し学識経験を有する者(国籍を問わない。)

2 意見陳述の方法

意見陳述は、平成 19 年 7 月 5 日(木)開催予定の情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において日本語で行うこととします。

3 意見陳述のために必要な手続

意見陳述を行うためには、意見陳述人の氏名(法人又は団体(以下「法人等」という。))の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名並びに意見陳述を行う者の役職及び氏名とする。)、職業(法人等の場合は記載を要しない。)、連絡先(日中連絡が取れる電話番号又はメールアドレス等。))及び意見の要旨を記した文書を郵便、FAX又は E-mail により平成 19 年 6 月 29 日(金)18 時(必着)までに下記 4 の提出先に提出してください。審議時間の関係から所要の調整をさせていただくことがあります。

なお、意見陳述を行うために要する費用は、すべて意見陳述人の負担とします。

4 内容の問い合わせ先及び意見の提出先

【衛星デジタル放送の高度化に関する技術的条件について】

総務省 情報通信政策局 放送技術課 開発係

担当：臼井専門職、竹村開発係長

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

電話 (03) - 5253 - 5785

FAX (03) - 5253 - 5788 (電話連絡後、送付願います。)

E-mail bsys_atmark_ml.soumu.go.jp

(スパムメール防止のため、「_atmark_」を@に直して入力して下さい。)

【放送事業用システムの技術的条件について】

総務省 情報通信政策局 放送技術課 音声計画係

担当：今田補佐、溝上音声計画係長

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

電話 (03) - 5253 - 5786

FAX (03) - 5253 - 5788 (電話連絡後、送付願います。)

E-mail bsys_atmark_ml.soumu.go.jp

(スパムメール防止のため、「_atmark_」を@に直して入力して下さい。)

【関係報道資料】

「放送システムに関する技術的条件」の情報通信審議会への諮問

(平成18年9月28日発表)

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060928_6.html)